

## 第 111 回牛豚等疾病小委員会の審議概要について

令和 8 年 4 月 14 日  
農 林 水 産 省  
消 費 ・ 安 全 局

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案について、令和 8 年 3 月 31 日に開催された第 111 回牛豚等疾病小委員会において審議した。

## 1 審議概要

審議においては、以下を中心に議論した。

- (1) 豚熱ワクチンの管理及びワクチン接種に係る免疫付与状況確認検査結果の取扱い等、予防的ワクチン接種に係る事項
- (2) 法改正により選択的殺処分が導入されるワクチン接種区域における防疫措置に係る事項（消費・安全局長が必要に応じ、別に定める、防疫指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項（以下「留意事項」という。）及び消費・安全局動物衛生課長が別に定める、畜産関係者の理解を広く醸成するために作成する参考資料（Q&A）を含む。）

これらに対し、委員からは、防疫指針本文に対する具体的な修正意見はなかったが、

- 選択的殺処分の導入は、飼養衛生管理の徹底と適時適切なワクチン接種を前提としたものであるから、導入後も引き続きこれらを十分に行うことが重要
  - 予防的ワクチンについて、現場では接種間隔の短い追加接種は単回接種よりもかえって効果がないとの見解もあることから、国としてデータ・知見を集積し、より適切なワクチン接種の方法について提示すべき
  - 選択的殺処分の運用に関して、監視プログラム適用農場から子豚を肥育農場に移動させる条件（留意事項に記載）は、繁殖農場と肥育農場との間の移動実態を踏まえて適切に設定すべき
  - 選択的殺処分の導入後も飼養衛生管理の重要性が変わらないことについて、啓発資料の作成も含めて生産者を始めとする関係者にしっかりと周知すべき
- 等の意見があった。

## 2 事務局の対応

事務局からは、委員の意見を踏まえ、

- 国として適切なワクチン接種とは具体的にどういうものかを示せるよう、予防的ワクチン接種に係る知見を収積していくこと
  - 監視プログラム適用農場から子豚を肥育農場に移動させる条件は、現場の移動実態を踏まえて、留意事項において設定すること
  - 選択的殺処分の導入に向けて、生産者を含めた畜産関係者が理解しやすい啓発資料を作成し、周知徹底を図ること
- を実施する旨、説明があった。

## 3 審議結果

本小委員会としては、本案は、豚熱の発生予防・まん延防止が確保できるものであり、了承してよいと考える。